

政令第 号

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十三条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十六条の二第二項、第二十九条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（河川法施行令の一部改正）

第一条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「高潮」を「津波、高潮」に改める。

第十条第一号中「洪水」の下に「津波」を加え、同条第二号中「閉塞」を「閉塞」に改める。

第十三条中「第二十二條の二第六項」を「第二十二條の三第六項」に改める。

第十六条の七中「洪水」の下に「津波」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第十六条の十一の次に次の二条を加える。

（河川協力団体の特例）

第十六条の十二 法第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

（地方公共団体等の特例）

第十六条の十三 法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

第五十四条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、「河川管理施設は、」の下に「関係地方公共団体に委託する場合にあつては」を

加え、「委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする」を「当該関係地方公共団体の区域に限られるものとし、同項に規定する者であつて関係地方公共団体以外のもものに委託する場合にあつては堤防、床止めその他その操作を伴わないものとする」に改める。

第五十七条の四中「第十六条の三、」の下に「第十六条の十三及び」を加える。

第五十七条の五第二号中「第十六条の十一第一項」の下に「、第十六条の十二、第十六条の十三」を加える。

(河川管理施設等構造令の一部改正)

第二条 河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「背水」の下に「、計画津波」を加え、同条第十号中「洪水」の下に「、津波」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 計画津波 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに当該河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた津波をいう。

九 計画津波水位 河川整備基本方針に従つて、計画津波及び計画横断形に基づいて、河川管理者が定めた津波水位をいう。

十 津波区間 計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

第二十条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 津波区間の堤防の高さは、前三項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。

第二十八条の見出し中「波浪」を「津波又は波浪」に改め、同条第一項中「湖沼」の下に「、津波区間」を、「堤防で」の下に「津波又は」を加える。

第三十条の見出し中「湖沼又は高潮区間」を「湖沼等」に改め、同条中「湖沼」の下に「、津波区間」を加える。

第四十一条第一項中「において、計画堤防」の下に「（津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十三条の見出しを「（可動堰^{ぜき}の管理施設等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 可動堰^{ぜき}を設ける場合において、当該可動堰^{ぜき}を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとする。

第五十二条の見出しを「（水門及び樋門^ひの管理施設等）」に改める。

第七十一条第二項中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第七十四条中「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

第七十五条中「、高水位」の下に「、津波水位」を、「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

第七十七条中「及び第八号」を「、第八号及び第十一号」に、「同条第十号」を「同条第九号中「河川整備基本方針に従って、計画津波」とあるのは「計画津波」と、同条第十三号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から

施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に存する堤防又は現に工事中の堤防（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）については、第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。次項において同じ。）に係る堤防であつて、その工事の着手（同法第二十六条第一項の許可を受けて改築される堤防にあつては、同項の許可）がこの政令の施行の後であるものについては、この限りでない。

2 この政令の施行の際現に存する可動堰^{せき}、水門及び樋門^ひ（以下この項において「可動堰等^{せき}」という。）又は現に工事中の可動堰等^{せき}（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）が第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第四十三条第二項（同令第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該可動堰等^{せき}については、当該規定は、適用しない。ただし、改築に係る可動堰等^{せき}であつて、その工事の着手（同法第二十六条第一項の許

可を受けて改築される可動堰等せきにあつては、同項の許可がこの政令の施行の後であるものについては、この限りでない。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の項第二号中「第十六条の十一第一項」の下に「
第十六条の十二、第十六条の十三」を加える。

理 由

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行に伴い、河川法施行令において津波に関する規定を整備するとともに、河川協力団体及び地方公共団体等に対する河川管理者の許可の特例等を設けるほか、河川管理施設等構造令において津波を考慮した河川管理施設等の一般的技術的基準を定める必要があるからである。